

議案第 58 号

公有水面埋立てに関する意見について

茨城港常陸那珂港区港湾区域内公有水面埋立地の用途変更について、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 13 条ノ 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 1 項の規定により、茨城港港湾管理者 茨城県 代表者 茨城県知事 大井川和彦から意見を求められたので、下記のとおり意見を述べたく、同条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

記

令和 6 年 4 月 15 日付け港諮問第 1 号をもって意見を求められた茨城県知事 大井川 和彦の出願に係る茨城県ひたちなか市大字長砂字渚 163 番 77, 2013 番, 2015 番, 2018 番の地先公有水面埋立地の用途変更については、異存がない。

令和 6 年 6 月 13 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

## 公 有 水 面 埋 立 て 変 更 概 要

### 1 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び指名

#### (1) 出願人

所在地 茨城県水戸市笠原町978番6

名 称 茨城県

#### (2) 代表者

住 所 茨城県水戸市笠原町978番6

氏 名 茨城県知事 大井川 和彦

### 2 埋立区域

#### (1) 位 置

茨城県ひたちなか市大字長砂字渚163番77, 2013番, 2015番,  
2018番の地先公有水面

#### (2) 面 積

198, 271.72平方メートル

### 3 変更内容

#### (1) 用途変更

令和5年12月の茨城港港湾計画の一部変更により, 茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区におけるモータープール用地の拡張に伴い, 臨港道路3号線の配置が変更されたところである。これにより, 臨港道路3号線の一部が本埋立区域にかかることになったことから, 埋立区域内に臨港道路3号線用の道路用地を確保するとともに, 保管施設用地, 道路用地(臨港道路2号線)及び製造業用地の範囲を縮小しようとするものである。